

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和八年七月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

一 保管した工作物

小型船舶 二隻（ヤンマーFZ二五、ヤマハSTR二一CR）

二 保管した工作物が放置されていた場所

埼玉県八潮市大字古新田百一番地先（一級河川利根川水系大場川右岸）

三 除却した日時

令和八年三月十六日（月） 午後二時三十分

令和八年三月十九日（木） 午前十一時十五分

四 保管を始めた日時

令和八年三月二十七日（金） 午後三時三十分

五 工作物の保管場所

埼玉県三郷市茂田井千二百七十二番地 埼玉県大場川上流排水機場敷地内

六 保管した工作物の返還

イ 返還期限

令和九年一月十三日（水）

ロ 返還の申出先

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号 埼玉県越谷県土整備事務所管理担当

当 電話〇四八―九六四―五二一七

ハ 返還に際しての留意事項

(1) 工作物の返還を受けようとする者は、埼玉県越谷県土整備事務所管理担当に、氏名及び住所を証するため必要な書類を提示し、申し出ること。

(2) 工作物の除却及び保管に要した費用は、当該工作物の返還を受ける者の負担とする。